

会議名 財務常任委員会

日時 平成 29 年 12 月 11 日（月）午前 10 時～午後 2 時

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員（14 名）

委 員 長	関戸郁文	副委員長	伊藤隆信	委 員	櫻井伸賢
委 員	大野慎治	委 員	鈴木麻住	委 員	塚本秋雄
委 員	相原俊一	委 員	鬼頭博和	委 員	須藤智子
委 員	梅村 均	委 員	木村冬樹	委 員	梶谷規子
委 員	堀 巖	委 員	宮川 隆		

欠席議員 なし

説明員（39 名）総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川忍

秘書企画課長 佐野剛、同統括主査 加藤淳、同統括主査 小出健二、協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 宇佐見信仁、行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井寿、危機管理課長 隅田昌輝、同統括主査 水野功一、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 井上佳奈、税務課長 岡本康弘、同統括主査 小南友彦、福祉課長 富邦也、同主幹 田島勝己、同統括主査 大島富美、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原 咲子、同統括主査 丹羽真伸、商工農政課長 伊藤新治、同統括主査 今枝正継、都市整備課主幹 石黒光広、維持管理課長 高橋太、同統括主査 竹安誠、上下水道課長 松永久夫、同主幹 古田佳代子、同統括主査 大橋透、会計管理者兼会計課長 榊原惣一郎、学校教育課長 石川文子、同主幹 神山秀行、同統括主査 佐野亜矢、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 佐久間喜代彦、同児童館長兼地域交流センター長代理 大川真由美、監査委員事務局長 岡崎祐介

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 71 号	平成 2 9 年度岩倉市一般会計補正予算（第 4 号）	全員賛成 原案可決

議案第 72 号	平成 2 9 年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	全員賛成 原案可決
議案第 73 号	平成 2 9 年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	全員賛成 原案可決
議案第 74 号	平成 2 9 年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	全員賛成 原案可決
議案第 75 号	平成 2 9 年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第 1 号）	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（平成29年12月11日）

◎ 委員長（関戸郁文君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託された案件は、議案5件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎ 総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

先週の金曜日の夕方になりますけれども、年末警戒の青色防犯パトロール合同出発式に議員の皆様方におかれましても御参加いただきまして、本当にどうもありがとうございました。あいにくの雨模様といったところもございまして、市役所の地下の駐車場での開催となりましたけれども、議員の皆様方を初め、警察あるいは地域の方、非常にたくさんの方に御参加をいただきました。こうした取り組みが市の防犯活動に大きく寄与しているものというふうに考えております。今後ともそうした活動に御理解と御協力を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本財務常任委員会に当たりまして、私ども部課長以下、あるいは関係職員の出席をさせていただいておりますので、それぞれの議案について慎重・活発な御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

◎ 委員長（関戸郁文君） それでは、審査に入ります。

議案第71号「平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、款1議会費、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎ 委員（梶谷規子君） 人件費等の補正額全般で、ここでお聞きしていいでしょうか。

昨年、上水道事業会計で聞いたら、上水道事業会計の中ではきちんと要望しているということで、そこではお答えできないということもお聞きして、上水道事業会計の人件費の減額補正も含めてお伺いしたいと思います。

欠員2名がある中でのこの減額なわけですが、人件費のこの減額、2名欠員をどう見て、今年度、この段階でどうお考えなのか、お聞かせいただきたい

いと思います。

◎ 秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、人件費のお尋ねでありました。上水道事業会計につきましては、欠員は今1名でございます。

職員全体の件でございますが、10月1日現在で今364名ということでございます。一応5名の欠員でございます。

4月1日は374人を目標に今予定をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

◎ 委員（梶谷規子君） 確認ですけど、上水道は1名ということなんですが、含めて全体で5名になったんですって。

◎ 秘書企画課統括主査（加藤 淳君） はい、そのとおり5名の欠員でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 委員（梶谷規子君） その欠員がある職員が少ない部署の中で、どのようなやりくりというか、どのような現状でいるのか。来年度はその374名体制でいくという方向は確認できているのかどうか、お聞かせください。

◎ 秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今5名の欠員の部署についてどのようなやりくりをされているかということでございますが、必要な部署につきましてはパート職員で欠員補充という形で代替をさせていただいております。職種とか、あと業務内容によって、パート職員では代替できないところもございまして、全ての部署ではないんですが、今そのようなことでやらせていただいております。

4月1日につきましては、今、その欠員につきましては補充できるように採用予定をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

◎ 委員（木村冬樹君） わかりました。

では、企画費の中のふるさとづくり基金積立金の関係だとか応援寄附金事業についてお聞かせいただきたいと思います。

見込みよりふえているということで寄附金の増額の補正となっているわけですが、謝礼の関係で、現状どのような状況になっているのかなというところなんです。

特にこれまでの傾向としまして、名古屋コーチンに関する謝礼が非常に多いというふうにお聞きしておりますので、名古屋コーチンを出している市内のそういったところの人たちの負担というか、そういった部分が少し心配するところではありますが、どのような状況で推移しているのか。また、負担がこのことによって非常にふえていくということにならないのかどうか。市の職員も一定応援に入ったりということもお聞きしているところではありますが、そういった状況も含めましてお聞かせいただきたいと思います。

◎ 秘書企画課統括主査（小出健二君） 申し込みの状況は大きく伸びてきておりますけれども、お礼の品をどういったものが選ばれているかという点でいうと、昨年度の決算の際にも少しお話もさせていただきましたが、昨年度、28年度は名古屋コーチンがお礼の品としては一番多く選ばれています。続いて水耕栽培トマト、お尻拭きの順で上位3つという流れでした。

ことしの現在までの状況でいいますと、1位がお尻拭きで、2番が水耕栽培トマト、その次に名古屋コーチンという順になってきています。これは、数としては大きく減っているということではないかと思っていますけれども、名古屋コーチンに関して、今、生肉のお話をさせてもらっているんですけど、鍋のセットですとか、親子丼のセットですとか、非常に関連でいうと引き続き人気も高いということで、選ばれる方については、比較的手間のかからないセットになった鍋も多く選択されているというようなところから、これまでよりは生肉のほうに集中しているというような状況ではなくなってきております。

事業者からは、ことしの状況ではそれほど発送にも時間を要していない状況ですし、負担についても大変だというようなところはお聞きしていないというような状況でございます。よろしくお願いします。

◎ 委員（木村冬樹君） わかりました。経過を見ながら必要な手だてはとっていただきたいというふうに思っています。

では、次ですけど、安全安心カメラの関係でもお聞かせいただきたいというふうに思います。

本会議でも一定議論をしたところでありますが、補正予算としてはカメラの本体の購入費だとか設置に関する費用というのが寄附者によってやられる。それを設置したものを寄附されるということで、これまでの寄附のあり方とは少し異なるのかなあというふうに思っています。物品で寄附されてくるというケースはもちろんありますけど、非常に高額でありますし、さらにはそれを維持していくための後年度の負担が必要になってくるような、そういう寄附であるというふうに思います。

そういった点で、やはりその中身もしっかり議会としては把握しておく必要があるかなあというふうに思っているところでありますが、具体的にそのカメラのお金だとか設置の代金というのは大体どのぐらいの費用になってくるのか、この寄附の中身としてね。そういった点については把握されているんでしょうか。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 金額については寄附者の意向に沿って担当と進めさせていただいているといったところですので、具体的な金額につい

てはこの場所でお示しするのはいかがかなあというふうに思いますけれども、全体のその総額については、担当部局と調整する中で大体の金額というのは把握はしております。

◎ 委員（木村冬樹君） 議会に対してもそういったことがなかなか伝わらないというのは少しいかがなものかなあ、そういう寄附のあり方というのはいかがなものかなあというふうに私は思います。この予算だけを見ますとそこら辺が見えないわけで、そういった点で、そういったところが議会が丸投げで白紙にしていくということで本当にいいのかなあというところを少し感じるところであります。ましてや後年度で保守点検の費用だとかそういったものもかかってきますし、故障すれば修繕費なども必要になってくるというようなことを考えますと、やはりそういった中身についてももしっかり把握しながら進めていくことが必要ではないかなあというふうに思っていますが、執行機関側としては、寄附としてそういう形で受けた場合については、議会には、寄附者との話し合いの中でどうなるかわかりませんが、そういった資料は示されないという、そういう考えで進められるつもりなんではないでしょうか。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 確かにカメラについては高額な寄附になりますので、幾らぐらいかかるのかといったことは皆さんに開示できるのであれば開示はさせていただきたいと思っておりますけれども、担当部局としては、この金額について開示することについては寄附者の方の御意向に沿いたいといったのが基本的な考え方でございますので、どういった形でそのお知らせをできるかといったことも含めて、協議といいますか相談をしながら決めていきたいというふうに考えています。

◎ 委員（堀 巖君） 今の点はやっぱり納得できないですね。

9月議会の一般質問でも指摘したとおり、寄附というのは民法上の贈与契約です。寄附目録というのをもう既に市役所で受け取られたわけですね。その寄附目録には防犯設備一式としか書いていない、金額もわからないということで質問して、約100台という数字が出てきたわけです。

その契約はしたけれども、その中身がない契約をしたわけで、その部分について、これは地方自治法の第222条、普通地方公共団体の長は、条例、その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないと。要は、きちっとした裏づけがない限り、ほかの予算は通せないというのが趣旨なんです。

つまり、だから議会に対して、これから進める事業が何台なのか何千万なのかわからないのに、ほかの予算だけとってほしいということを言っている

ようなもんなんですね。それは地方自治法の第222条の趣旨に僕は反すると思っています。その点についていかがでしょうか。

◎ 総務部長（山田日出雄君） これまで、一定、カメラの設置台数については100台ぐらいたといたところは繰り返しお話をさせてきていただいていると思います。

今お話がありましたけれども、じゃあカメラが幾らなのかといったところは、そこに、例えばカメラの代金、費用が高いからいけないのか、あるいは実は少なかったらどうなのか、そういったところはどのようにお考えでしょうか。

済みません、反問をさせていただきます。よろしいですか。

◎ 委員長（関戸郁文君） どうぞ。

◎ 総務部長（山田日出雄君） そうしたところはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

◎ 委員（堀 巖君） 反問する前に、まず質問に答えてください。地方自治法の第222条の趣旨に反するんじゃないかという点です。

◎ 総務部長（山田日出雄君） そうしたものに関して、一定、市としては、維持管理に関する部分に関してはこうした形でお示しをしている。今のお話で、台数については大体100台程度といった形でお話をさせていただいています。100台に係る費用としての今回の維持管理であるといったところは、これまでもお話をさせていただいているところであります。

それではお尋ねをさせていただきますけれども、じゃあ今のお話で、金額が多いか少ないかといったところでそうした判断が変わるものであるのか、お尋ねしたいと思います。

◎ 委員（堀 巖君） そもそも本会議でも言いましたように、実施計画上に、これは市長のマニフェストにのっとった事業です。本来ならば8次の実施計画にこの全体的な計画、市としてののっとった、今回、議会に対して市民の方、団体から要望があって、議会もその意向に沿って条例をつくるべきだというふうになりました。だけど、最終的にはやっぱり市長、市執行機関側の総合的な必要な箇所に、通学路が必要だとかというふうに最終的に決定すれば、市がその予算をきちんと立てて、何台必要かというのを決めて、実施計画に載せて、予算をとりに行く。たまたま寄附でそれが賄われるということであれば、国庫負担とか県の特定財源と同じように、たまたまこれは費用を持たないで済む寄附で賄われるといった構成にすべきだというふうに私は思います。

だから、現時点で、どこに何カ所、全然金額もわからないような計画自体

が、そもそも僕はおかしいと思っています。

答えになっていますでしょうか。

◎ 総務部長（山田日出雄君） 私がお尋ねしたのは、最初に堀委員が言われたような、金額のお話をされたので、その部分に関してお尋ねをしているわけです。

今のは実施計画とかそうした通常の市の事業の進め方に対するお話だったと思うんですけれども、先ほどもお話ししました点に関しての答えをお願いしたいと思います。

◎ 委員（堀 巖君） そうですね、そういう意味でいえば、実施計画をつくる時、予算を立てるときには、市は一定の仕様書、基準、機器に関する基準もしっかり持ち、これ以上の、最低ラインの製品でもって見積もりを徴して、その積算を持って計画に当たると、そういった手順が一般的だと思いますし、これまで行政内部でやられている手順だというふうに考えております。

だから、高いか安いかではなくて、今回の防犯カメラは大体幾らぐらいだ、幾ら以上程度のものかというのは、市は把握をしているわけですね、この前カタログをもらって。あれの積算で何台分という、きちんと計画を市として持っているのが筋ではないかというのが私の考え方です。

◎ 委員（大野慎治君） 質問を変えまして、設置要望箇所が119カ所、小・中学校から上がってきたということでございました。設置されるのは111台、8カ所漏れたということで、今年度は100台と。ここの案の段階は、私、情報公開でいただきましたが、基本的にどれが平成29年度分、どれが30年度分というのは、どこの段階でお示しをしていただけるのか。例えば1月の全協のときには示せますとか、そういった方針はあるんでしょうか。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 具体的なスケジュールというのは、一応担当部局としては持っています。

今の段階、今御説明があったとおり119カ所で、全箇所回りまして、設置が物理的に難しい箇所が8カ所ございまして、代替案も含めて111カ所という形になっています。これを各学校にお示しをして、その設置等みたいなことも含めて相談をさせていただいて、寄附をいただける分は今年度は100カ所というふうに決まっておりますので、111のうちの100カ所に、11カ所は今年度の設置というのは見送るといった御相談を差し上げようかなというふうに思っています。

新年度以降の対応につきましては、その11カ所の優先度が高いのかどうかといったことも含めて、市全体の、先ほどの堀委員の話ではないですけれど

も、市全体でまず30カ所つけるにはどこが適当なのかといった検討を進めて、市全体の中で総括的に必要な箇所を優先度を上げて考えて設置をしていくといった形になるのかなあというふうに思っています。

全協にお示しできるタイミングという話になりますと、1月の全協で最終的に100カ所の予定箇所といたしますか、今年度の設置箇所をお示しできればいいなあと思っていますけど、もしかしたら少し、総務・産業建設常任委員会でもお話ししましたように、地元にお話をして地元の確認を得るといった作業もございますので、ちょっと1月の全協には難しいかなあと思いますけれども、途中の経過としてでも1月の全協でお示しして、最終決定は2月になるのかなあというふうに思っています。

◎ 委員（大野慎治君） そうしますと、光熱費とか電柱使用料は1月から3月分の3カ月分を見込んでいると書いてありましたが、地元の調整、また中電さんの申請、中電さんは電線の保守のために余り防犯カメラの設置に、早期に承認するようなことはないというお話もちょっとお聞きしております。大体防犯カメラの設置は何月ぐらいにできるという見込みで今いるんでしょうか。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 先ほどのスケジュール感で進めている関係上、実際に確かに若干タイトな日程かなあというふうに思っていますので、設置が始められるのが、うまくいけば1月下旬、うまくいかないと2月に入ってしまう可能性があるので、その辺の進捗は地元の方の御意向をお伺いした上で、たくさんいろんな意見をいただくとその調整も時間がかかってしまいますので、その先に延びていく可能性も十分あるのかなあと思いますけれども、可能であれば1月中に設置箇所を決定して設置に取りかかるといったスケジュールでいきたいというふうに今のところは考えております。

◎ 委員（大野慎治君） 設置要望箇所の位置図を見させていただいたら、南小学校だけ通学路がきちっと示してあって、通学路上にカメラを置きますというのが明確にわかるんですが、北小学校等々を見ると、ひょっとしたら長瀬公園のほうに向けて、僕は公園設置は賛成派ですからいいですが、場所によっては、鈴井町、泉町には少ないとか、そういった漏れているところがあるんじゃないかと、町内によっては。

また、岩倉中学校では野寄町の通学路のところが暗くて危険なんですけど、そこは防犯灯がないからカメラが設置できないというお話もあったという話があるんですが、そういった事情はどのような認識でいらっしゃるのか、町内によって隔たりがあるのはどのようなお考えなのか、お聞かせください。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 確かに各区を、満遍なく要望を出してくだ

さいというようなお話は学校にお示しするときにしていないので、その辺は各学校さんの御判断の中で、特にこのあたりが危険と思われるといったところが要望箇所として上がってきているというような傾向もあるのかなと思います。

請願の中でも通学路を中心としたという話があったんですけども、学校さんの考えによっては、例えば集合場所を子どもたちが長い時間滞留するという意味で設置要望として上げてみえるところもありますし、集合場所に集まるまでの過程でもやっぱりここは危険ではないかというような御判断をされて、要は通学路ではないところを要望として上げてみえるところもございます。ですから、そういった意味では子どもたちの生活圏により多く携わってみえる先生だとかP T Aの方の御判断ということになりますので、そういった形でのばらつきといいますか学校間での考え方の違いみたいなことは表現されているのかなと思います。

それから、これは余談になりますけれども、いわゆる一般的には防犯カメラ、安全安心カメラの設置についても、今回の設置100台したものがこの先ずうっともう何年もこの形で固定をしなければいけないという考え方ではないのかなあという思いを持っております。ですから、よくこのカメラの話をするときに議論になるんですけども、犯罪というのは流動性が高い部分がございますので、この部分をずうっと監視していたけれども、こっちで起こってしまうというようなことが起こり得る可能性があるので、そういったことについては、可變的にといいますかね、柔軟にその設置箇所をかえていくほうが犯罪を起こす犯罪者にとってはやりにくい環境といったことも考えられるので、優先順位みたいなことを考えながら少しずつ動かしていくということも、学校に御理解を得ながらやっていく必要があるのかなあというふうに考えております。

◎ 委員（大野慎治君） あと、防犯カメラの耐用年数というのは大体どれぐらいをお考えなんでしょうか。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） 一般的な耐用年数、償却期間とかで申しますと6年と言われていますが、想定では5年から10年ぐらいを想定しております。

◎ 委員（宮川 隆君） 先ほど木村委員のほうから後年度負担の部分にちょっと触れられたと思うんですけども、要は今後のメンテナンスだとか減価償却、それから電気代で、今答弁の中にありました後日移動するんであればその負担というものを総合的に見たときに、年度ごとの負担というのはどのぐらいを見越しているんでしょうか。

◎ 委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） 実施計画上では、来年度30台つけることも含めて870万ぐらいのものを予定しておりまして、31年度、32年度も300万、400万というのを考えております。

経常的経費としましては、光熱水費などは六、七十万程度を予定しておりますが、来年度以降、またその辺の修繕も含めて考えていきたいなあとは考えております。

◎ 委員（宮川 隆君） 光熱費は60万から70万、年間でかかると。その後の修繕等に関しては、まだ明確な数字は持ってみえないというようなことでよろしいんですか。

◎ 委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） 修繕に関しましては、初年度はカメラをつけるということなので1年保証とかがございますが、翌年からは50万の修繕をつけたりとか、翌年はだんだんふえていくことも考えて66万8,000円という修繕料を計上しております。

◎ 委員（宮川 隆君） あと、ちょっと確認の意味でお聞きしたいんですけども、カメラの設置に当たっては、地域要望を受けて市の責任において設置していくというふうに理解しておけばいいんでしょうか。要は、設置箇所の設定というか、決めていくのは、地域からの要望を受けましたと、それをもって市の責任においてここに付けてくださいと言って、設置者がそこに付けたものを寄附していただけるという認識でいいんでしょうかということ。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 今回の寄附についてですか。

今回の寄附については、設置箇所については、まずは寄附者の意向は全く入っておりません。さきの100基については、先ほども申し上げたように、学校の要望に従って設置可能かどうかを確認して、可能であるかどうかを確認したものを学校にもう一回お尋ねをして、最終的に箇所を決めていきたいというふうに考えています。その部分については、設置者は市になりますので、市で今後管理をしていく、全部メンテナンスをしていく形になります。寄附者の方が現物と設置費用についての費用はお支払いされますけれども、その意思決定は全て市で行うという形で今のところ進んでおります。

条例全体の話で、地元のということがお話で出ましたけれども、市全体の

設置について、市の費用でやる部分については、市がどの場所に市の中で必要かということ判断して設置をしていきます。区の要望という話は、もしかしたら補助のお話をしてみえるのかもしれませんが。

◎ 委員（宮川 隆君） 設置箇所の、要は地域の要望を受けて設置箇所を設定しているということですかと、まず設置箇所の選定に関しては。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 今回の100カ所については、そうではないです。地域の要望... ..。

〔発言する者あり〕

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） そうですね。学校とそこにお住まいのPTAの方の御意見をお伺いしていますので、そういう意味でいうと地域の方の御意見を合わせて要望箇所としていただいております。それをベースに場所の決定をしていく手続をしております。

◎ 委員（宮川 隆君） なんでこんなことを聞くかというと、先ほど堀委員が言われた内容の中で、例えば地域からここに付けてもらいたいという要望を市のほうで取りまとめて、それを設置者のほうに意向を伝えて、設置者の責任においてそこに付けましたと。つけたものを市が受けるというんであれば、それは個人の単なる寄附行為というふうに受けとめていいのかなあと思ったんです。それを、市が場所も決めて、こういう位置につけてくださいということを市が主体的に述べた場合は、堀委員が言われたように、やっぱりそれは計画的に実施計画なんかに上げて、それにのっとってやっていくべきなのかなあというふうに自分の中では思っていたので、その判断基準として、どこがどの時点で位置を設定し、そしてどの時点で寄附を受けるのかというのはやっぱり大きな話、その要は判断するに至っての大きな分岐点だというふうに僕は理解していたので、その辺の位置づけというのはどういうものなのかなあというのを確認したかったんですよ。

◎ 総務部長（山田日出雄君） 今回の少しお話、設置に当たっての流れに関しては、もともと寄附者のほうからカメラを100台程度寄附しますと。つける場所に関しては、市のほうで当然その請願がございますので、そうしたところも踏まえた上で判断をしてもらえればいいということを言われております。

こうしたことを踏まえて、市とすれば、先ほど来申し上げています学校のほう、あるいは地区にも要望をお尋ねし、今後地元との調整もしていくという形になります。そうした場所が決まった後、その部分に関しては寄附者が設置をすることになる。

ただ、寄附者が個人で設置をするというのはいろいろハードルの高い面も

ありますので、その部分に関して言えば、市としてもかかわっていった、設置をした後、最終的に市に移管をしていただくという形になります。

◎ 委員（堀 巖君） ちょっと戻ります。

100台程度というところで、今回の予算のプレート看板、それから電柱使用料という積算の数というのはどういった数になっているのでしょうか。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） カメラの台数を100台を想定して積算しております。プレートの下の看板の30枚に関しましては、今ついている既存のカメラの関係の、安全安心カメラに移行していくように予算の積算しております。

◎ 委員（堀 巖君） もう少し丁寧に答えをいただけますか。プレート看板は何台掛ける何円ですか。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） プレート看板は100枚の4,428円の金額の積算でございます。看板に関しましては、30枚の6,351円の積算でございます。

◎ 委員（堀 巖君） あと位置図、さっき大野委員のほうから資料請求で見たということなんですけれども、やはりその議論をする上で、全員共通で持って、見てという話ではないんですか。資料請求しないと配付されないような資料なんですか。そもそも、だから資料として積極的に開示すべきものではないんですか、議論の。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 先ほど来申し上げているように、こちらの100台の寄附に対して119台要望で、111台の今の代替案を含めた現状の案という状況でございますので、この段階でお示しするには、決定にはまだ少し道のりがあるのかなあというふうに思いますので、もちろん資料として、参考としてごらんになりたいということであれば、開示はできる、お示しすることはできるんですけれども、これをもって予算の審議をしてくださいという資料というには、少しそういう段階ではないのかなあという判断でございます。

◎ 委員（堀 巖君） ちょっとくどいように申しわけないんですけれども、100台程度という総務部長の答弁と、寄附目録には台数も何もないということ。さっき言いましたけど、そうなるとこの100台という契約は、口頭での契約を契約とみなして、100台を議会としては信ずる材料にするというか、担保にして審議を進めればよいということなんですか。

◎ 総務部長（山田日出雄君） 申しわけございません。先ほど「程度」とつけてしまいましたけれども、実際にいろいろお話をしている中では100台というふうに言っておりますので、その点については訂正をさせていただきます。

まず、今回の寄附行為に関して、契約というふうな言い方をされますけれども、口頭による契約でもそれは成り立つといったところはさきの9月議会のたしか中でもお話があったと思いますが、そうした形で市としては進めてきていると。それをもって現在の段階でお出しできる資料等についてはお示しをさせていただいて、それについては議会の中で御審議を進めていただきたいと思います。

ただ、だからといって、これを寄附だから認められないとか、そうした部分とは違うのではないかなあということは考えております。

◎ 委員（堀 巖君） 9月議会でも言ったように、寄附でも議会の議決が要る寄附がありますよね。今回はその寄附に当たらないというものなんですけれども、やはり私は、さっきから出ているように、維持費とか多額の費用がかかるし、今後のメンテナンスとかいろんなさまざまなことがあります。

市当局としては、こういったほかの係る予算については、その予算が出てくるタイミングで議会の議決に諮っていくということなんですけれども、今回の寄附に当たってはずうっと予算には出てこないですよ。ということは、議会の議決についての関与は今の自治法上は必要ないと言っているけれども、私は個人的には、自治法上の規定はないけれども、これだけ大きな多額の事業を遂行していくためには、それなりの議会の議決に近い形でそのことが必要だというふうに考えているんですが、その点の考え方については総務部長はどう思われますか。

◎ 総務部長（山田日出雄君） 負担つき寄附ですね、その点に関しては前回の9月議会の一般質問の中でお答えをさせていただきまして、地方自治法の逐条解説、あるいは国からの通知といったものをお示しさせていただいて、維持管理に係る部分については、その点があったとしても、その点は負担つき寄附に該当するものではないといったところはお答えをさせていただいたと思います。

今のお話の中で、寄附をされることによって、金額の多寡といったところだと思うんですけど、非常に額が大きいので、そうした部分では議会としても関与をしていく必要があるといった御意見でよろしかったと思いますが、寄附については、先ほど少し御質問をさせてもらいましたが、その金額の多寡によって決まるものなのかということは、市としてそうしたものではないと考えております。法的に言えば、そこに何らかの規制がかかる規定があるものではないと考えております。

ただ、そのカメラ本体の部分に関して、今そうしたところについての疑問、あるいは関与の仕方のあり方みたいなところだと思うんですが、カメラ

本体については、これまでもお話をさせていただいていますように、一定の性能を持った形のもの、そして当然市として有用と考えるものであるから受け入れるものであるといったところでありまして、その維持管理については、今後予算・決算等の事業執行上の中でお話をしていくことになると思いますけれども、ただ維持管理の費用がかからないと言っているわけではありませんし、先ほど来、実施計画の中でもお話をさせていただきましたけれども、光熱水費等あるいは修繕費等、そうしたものは一定かかることは見込んでおりますが、仮にこれが市が設置をしていったものとしても、維持管理に関する費用については一定かかってくるものだというふうに理解をしております。そこに、維持管理に関して言えば、寄附だからとか、あるいは市の執行だからといったものは、そうしたことで区別することは必要ないと考えております。

◎ 委員（堀 巖君） 鹿児島市の安心安全まちづくり推進会議が防犯カメラについてまとめたものをちょっと資料として紹介したいと思います。

ここでは、大学の教授を含め、警察を含め、同じように岩倉市もやられていると思いますけれども、このように書いてあります。市等公的機関が直接防犯カメラを設置することについては、監視社会への懸念を引き起こす可能性があることや、実施している他都市の状況を見ると特に犯罪の蓋然性が高いと判断される地区等に設置される場合が多いことなどから、慎重な議論が必要であるというふうに賢明にまとめられています。

この蓋然性が高いというところについては、本会議の中でもちらっと出しました。その蓋然性が高くなければつけられないというものではないということなんですけれども、それについてはそうだと思いますし、ただ先ほど来聞いていると、学校からの要望、地域の要望という話も、それはそれでありです。ただ、やはり犯罪が多発したり何とかしてほしいという警察からの要望というのも大事だというふうに思うんですけれども、そこら辺の議論はどのようにされていたんでしょうか。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 犯罪抑止の蓋然性というお話が裁判の判例等でも議論になっているところかなあと。それから、本会議でもありましたとおり、日弁連の主張の意見書の中にもそういった表現がされておりました。堀委員の言われるように、高度の蓋然性というのは何をもって判断するのかというのはなかなか難しいところがあるのかなあと思っております。

検討委員会の中でも、警察の生活安全課を中心に御参加をいただいて、オブザーバーという形で御意見をいただいております。そういった会議の仕方の中で、いわゆる要望として出てきたものと、それ以外に、今言われる警察

機関が必要と判断する場所というのは若干ずれがあるのかなあというふうに思います。

ただ、警察の要望だけを聞き入れると、ともすると犯罪検挙に偏りがち、いわゆる蓋然性、いわゆる犯罪の予防といったものではなくて、犯罪検挙に役立つ設置箇所というところに軸足が行く可能性もあるのかなあというふうに思っておりますので、そういった意味では、犯罪の発生の状況といったことも、警察もなかなか全てをお示しするというようなことも難しいような事情もありまして、要望箇所については御意見を聞きながら、警察関係の、こういう要望が出ていますけど、どうですかというような聞き取りをして、こういうところに犯罪が多くあるので、この箇所についてはこういうふうにしたらいんじゃないかという御意見も取り入れながらお示ししていきたいというふうには考えております。

◎ 委員（鈴木麻住君） 2点お聞かせください。

先ほどの答弁の中で100台を設置する、今年度で設置する目標なんでしょうけれども、当然中電柱、N T Tの電柱につけるわけだから、そことの交渉だとか、申請だとか、手続が必要になると思いますね。多分時間的にも大分かかるんじゃないかなあと思うんですけれども、その要するに申請なり交渉というのは寄附者がやられるということでもいいのかということですね。そういうふうに考えられるということだと思うんですけれども、もう一点、その設置をしたものについて、いろいろ検証していかなきゃいけないと思うんですよね。向きだとか、映像がどういう形で写るのかとかですね。そうすると、当然100台一気につけるというわけにいかないから、10台単位とかそういうオーダーでつけていく形になって、2カ月、3カ月、あるいは半年ぐらいかかるのかなあと何となく思うんですけれども、その場合、寄附はいつの時点で寄附を受けるのか。要するに、つけたものから1台ずつ寄附、10台単位になるかわからないですけど、寄附を受けていくのか、全部100台をつけた時点で寄附を受けるのか、どういう形で寄附を受けるか。設置者というのは、市が寄附を受けた段階で市が設置者になって管理者になると条例で決まっているんですね。じゃあ、寄附を受けるまでは設置者が寄附者になるのかなあというふうに思うんですけど、だからどういう時点でその寄附を受けていくのか、その辺の考え方は。その2点、ちょっと教えてください。

◎ 委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎ 総務部長（山田日出雄君） 現実的に考えれば、設置を完了したごとに寄

附を受ける形になります。つまり、そのことによって、市のほうでいわゆる光熱水費等、電気代が発生してくるということになります。

ただ、実際に一度に100基を同時にできるわけではございませんので、現場上は1本ずつつけていくことになっていきますが、そうした中でいけば、書類上とすればまとめてということになるかもしれませんが、現実的には一台一台設置をした、完了した段階での市への移管という形になると考えております。

◎ 委員（鈴木麻住君） もう一点、その申請等は。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） 中電やN T Tとの交渉に関しましては、今の設置要望のものが固まってきた段階で市のほうで中電とN T Tと前もって話はする予定ではございますが、最終的には寄附者のほうの申請になってくると考えております。寄附者が選んだ工事業者のやっていくことになると思います。

◎ 委員（大野慎治君） 1点確認させてください。

防犯カメラで、地元には要望するとき、恐らく高所作業車で上に上って、普通にデジカメで撮って、デジカメに撮ったもので交渉されるんですよね。カメラの設置位置であろうところに大体高所作業車で上って行って、かちっと大体の向きで撮って、これで交渉するという事なんですよ、最後。どの写真をもって地元で交渉される予定なのかを考えてありますでしょうか。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 先ほどある程度の設置箇所が小学校とのすり合わせの後に地元で御意見をお伺いするといった話をさせていただきましたけど、そのタイミングでは御指摘のとおりカメラがございませんので、設置箇所からこちらの向きにカメラを設置する予定ですよという図面をお示しして、そこに自分のうちが写りそうだなあということであれば、もしそのタイミングでもう写してもらいたくないという方が見えれば、そういう御意見を反映させていただくという形になります。

最終的についてしまったものについて、それは画像が撮れるものなので、いわゆる人が写っていない段階でのカメラの映像というのは開示をさせていただいて、それでもということであれば、マスキングをしたりそういった画像の処理をして、プライバシーに配慮するといった形での対応をしていければというふうに考えております。

◎ 委員（梶谷規子君） 素朴な疑問なんですけど、これまでの寄附というのは、寄附者の御意向に沿ってということでも、歳入のところで金額があり、歳出のところでその内容についてあるという寄附で、寄附者の御意向で、一例でいうと、就学奨励金として高校入学をする、財政的なことで高校進学を断念

することがないようにという寄附者の御意向で、11万でしたっけ、10人分という御寄附も、歳入の中でその金額が示され、歳出の中でその項目での11万掛ける10人分とかありますよね。

今回の中身は、何かカメラ本体の金額は載っていないから、歳入にもなく、そういった財政上のやり方というか、何かこれまでありましたっけ。素朴な疑問です。

◎ 総務部長（山田日出雄君）　そもそも今の就学奨励金に関して言えば、あれは現金で御寄附をいただいておりますので、歳入として上げていると。今回のカメラに関しては、物で御寄附をいただくもので、歳入としては上がってこない。これはこの前と同様であります。それを1年度間まとめたものを、毎年6月議会の定例会に当たってお示しをしているところであります。そこの中には出てまいります。

◎ 委員（堀　　巖君）　最後に発言して議員間討議をお願いしたいんですけど、さっきの総務部長の、その金額の多寡ではない、寄附のところで話すものではないという話なんだけど、例えば先般、市の駐車場問題がありましたよね。あれは議会がノーと言いました、最終的に。あれをお金持ちの誰かが寄附で事業を進めるということで、事業費込みで寄附だということって可能だと思うんですけど、そうなったときにできちゃうじゃないですか、議会の関与なしに。それって変じゃないですか。

やはりたくさんお金を、裕福な人が市の事業を自由に動かせるなんてことになったら、えらいことになると思うんですけども、その点について、それは違うとお考えなんでしょうか。

◎ 総務部長（山田日出雄君）　今、例として市役所の駐車場の例をお出しになられましたけれども、我々は先ほど来、もともと寄附としてこういったものを受け入れるかというところをお話を、市として有用であるもの、活用できるものと、こういうものであれば寄附をお受けするというものであります。つまり、例えばどんなものでもいいわけではないということであります、前提として。

それで、仮にという話ですけども、今の御質問の中にありました駐車場の機器等について御寄附をいただくという話があったときに、これは一旦条例もその部分是否決をされております。そうしたことから考えれば、条例もあつたと思いますが、そうした形で議会の御判断をいただいているものであります。それは我々としても十分にいうんですかね、必ず尊重していかなければならないものだと思っております。

だから、そうした例に当たっては、我々はそれを受けることはないとい

段階では考えておりますけれども、ただ、そのほかのものに関して言えば、やはりこれまでも一定市として有用であるものを踏まえた上で、先ほども少しお話ししましたが、その都度判断をさせていただいて、寄附を受け入れるかどうかといったことを決めております。そして、その結果を1年間、6月議会の中で資料としてお示しをさせていただいておるところであります。

◎ 委員（塚本秋雄君） 僕からはまだ質疑の段階で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

4つほどありますけれども、1つは、寄附される本体、カタログを見させていただきましたけど、1つ目は、大体二、三十万円ぐらいの金額かなあと思いますけれども、当局は大体この一式を幾らぐらいの金額ということでしょうか。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 1台当たりの単価については、1台買うのと100台買うのでは変わってきますので、1台当たりの単価としては、今の二、三十万ではなくて、10万以下で手に入るものかなあというふうに思っております。

◎ 委員（塚本秋雄君） 本当はこういうときは1台幾らという、メーカーが出している金額は当然店頭価格ということですから、そういう数字をちょっと聞きたかったんですけれども、当然たくさん買えば安くなることも知っております。

ということは、じゃあ市としては、梶谷さん等の質問に関係してきますけど、財産じゃなくて、あくまでも絵のような感じでという解釈で考えて、消耗品なのか何なのか、財産じゃない、入るのか入らないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君） 現在の寄附としていただくものについては、備品登録をする形になると思いますので、財務上は財産として捉えるといった形になるのかなあというふうに思います。

◎ 委員（塚本秋雄君） その中に保守・メンテナンス契約というのが入っての寄附なのか。

1年間無料と言いますが、公共施設として安全安心カメラをやるなら年4回ぐらいチェックしなきゃいけないと思いますけれども、一般的に。そこら辺の細かいことは調整できているんでしょうか。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） 寄附の中には、その保守のメンテナンスは入っていないです。予定では、来年、新年度でそのあたりを対応していくことになるかなあと考えております。

◎ 委員（塚本秋雄君）　じゃあ、その安全安心カメラ作動中というプレート看板は寄附の中に入っているのか、市がつけるのか、そこら辺を聞きたいと思います。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君）　今回補正予算でそのプレートを上げさせていただいていますので、安全安心カメラの作動中のプレートは市がつくるものでございます。

◎ 委員（塚本秋雄君）　じゃあ２つ目に行きますけど、一般的に防犯カメラ、補助金を出している今までの要綱がありますよね、防犯設備整備費等補助金という形で今年度より防犯カメラをやられたと。一般的に今までの防犯カメラは、安全安心カメラよりも不法投棄という部分が大きかったんですけれども、もし安全安心カメラとしたら不法投棄のカメラも入るのか入らないのか、お聞きしたいと思います。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君）　安全安心カメラの条例に従って補助金を受けていただいて設置をされるといったことでしたら、それは対象となります。安全安心カメラの定義は、第２条にありますとおり、公共の場所において犯罪の防止に寄与するカメラで、表示装置もしくは録画装置を備えたものであるといったものですので、そういった条件を具備しておれば、補助対象として区のほうの設置に向けて条例に従って対応していくという形になるというふうに考えています。

◎ 委員（塚本秋雄君）　じゃあ、単なる不法投棄だけでいいのかどうか。

◎ 危機管理課長（隅田昌輝君）　今のような条件が備わっていれば、不法投棄に対しても対象となります。

◎ 委員（塚本秋雄君）　今後の具体的な中で見ていきたいと思います。

じゃあ３つ目なんですけど、電柱使用料でありますけれども、電電公社あるいは中電、それぞれ電柱そのものの電柱使用料、それからこちらがいう安全安心カメラ作動中という看板もつければ、それは有料なのか無料になるのか。あるいは一般的に、きのう総務・産業の協議会の中でも広告付防災電柱看板の金額のことも言われましたけれども、僕が思っているのは、多分電柱使用料、電柱そのもの、それから広告看板もそれぞれ電柱使用料、占用料というような部分の考えがあるので、多分そういう仕切りがあると思うんですけど、この間の協議会の中で余り細かい質問ができなかったんですけれども、そこら辺がわかるような形の、現状はどうなっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

いわゆる現在ついているもののプレート看板の変更金額はわかっています。それがお金がかかっているのか、かかっていないのかということも含めて。

◎ 委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎ 維持管理課長（高橋 太君） 今お尋ねのありました電柱もしくは電話柱につきましては、当然占用料をいただいております、大体中電柱については年額で1,300円ほどいただいているところです。N T T柱につきましては年額で740円ほどいただいているところですが、占用料条例の減免規定というのがございまして、例えば防犯灯だとか交通安全の円滑を図るための施設をその電柱につけているような場合は減免をしているという状況でございます。

今回新たに設置しようという防犯カメラをつける電柱をどうしていくかということは、現在まだ危機管理のほうからそういった相談もございませんので、今、道路管理者といたしましては、特に減免をしていこうという考えは持ってございません。

◎ 委員（塚本秋雄君） 対策とか検討は続けてやっていただければいいと思いますけれども、最後の4つ目の質問なんですが、やはり大野さんが言ったように、通学路につける場所、どこにつけるか。通学路というのは決まっておると思いますけれども、これはオープンにできるだろうと思います。色を塗ってありますから、道路に。

そうすると、学校教育課も絡んで決めている。あるいは、そこのつける場所というものは僕らも知っていいと思いますが、そういうものを知った上で予算の執行というのは僕は必要じゃないかなあという感じを受けておりますことを申し添えておきます。

◎ 建設部長（西垣正則君） 今の電柱の占用料の関係で少し補足といいますか説明をしたいんですけれども、まず今回のカメラの取り付け、シールか看板かちょっとわかりませんけれども、それも含めてなんですけれども、電柱そのものの占用料についてはそのままいただきます、今回のカメラに関連しては。カメラそのものは、当然いただかないという形になります。自分が承知している範囲でいえば、今の使用料というのは、電柱の占有者というか、中電とかN T Tにお支払いをする使用料という形で今予算が計上されています。

あと一つ、ちょっと補足で、先日の協議会で私ちょっと勘違いをしまして、電柱そのものの占用料という形で、まず電柱に巻きつけ看板とか突出看板がついた場合なんですけど、電柱そのものの占用料は従来どおりいただいて、なおかつその看板にも占用料がかかります。ただし、一定の減免率と

いうかそういうのが設けてありますので、電柱と広告つきの看板の占用料も両方いただくという形になります。

なおかつ、この間の補足をもう少し説明させてもらおうと、その看板については、屋外広告物の条例に係りますので、手数料もいただいているというのが現状でございます。済みませんでした。

◎ 委員（堀 巖君） もう一回実施計画の見方で、さっきの答弁はちょっとおかしくないですか。

この実施計画の街頭防犯カメラ設置事業の30、31、32の中の修繕料とかという数字は、今回の100台のことを言ってこの実施計画を立てているものではないというふうに見ているんですけど、さっき聞くと、その修繕の中で見るみたいな話に聞こえたんですが、その点はどうでしょうか。

◎ 委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） 実施計画上は30台についてのことになるので、100基につきましては、新年度、また対応していくことになるかなあと考えております。

〔発言する者あり〕

◎ 危機管理課統括主査（水野功一君） そうですね、はい。あくまで新規設置分ということになります。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎ 委員長（関戸郁文君） ないようですので、次に議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

◎ 委員（堀 巖君） やはり私が一番気になるのが、皆さんの意見をお伺いしたいんですけども、今回、寄附が予算の裏づけになっているわけです。本会議でも言いましたように、寄附というのは今回取り下げもできることになっています。つまり、やめたと言えるわけですよ。そのときにいろんな予算がパアになるわけで、だけど今回は元市長ということで信頼をして議論を進めているわけですけど、今後のためにも、やはりそういった裏づけがはっきりしないものについての審議のあり方、議会の議決のあり方というのを皆さんどうお考えなのかなというところをちょっとお伺いしたいです。

私は、今回、本当に異例中の異例だと思っています。

◎ 委員（宮川 隆君） 堀委員にお聞きしたいんですけども、今言われたことは一定理解するところなんですけれども、今後こういうような寄附行為

がある前提で、ちゃんとしたルールを事前につくっておくべきだというお考えなのか、それともこれそのものに関して、今の議論の中で水準を一定決めて、それで各委員がどう判断するのかということを求めているか、どちらなんですか。

◎ 委員（堀 巖君） 提案としては、寄附の採納基準というのをつくったらどうかというのを先回の議会の中で言いました。つくっているところはありますし、さっきの高額であるとか市の財政負担を伴うものとかというのはちょっと慎重に扱いましょうよという規定を設けている自治体もあります。それと、現金の寄附と現物の寄附とを分けて考えているという、そういう自治体もありますし、けどちょっと規約的なことを言うと、第96条第2項の議決要件にそれができない、執行機関側で受け入れの基準をその都度やるということなんですけれども、その都度ではやっぱりばらつきが生じるので、僕は基準が必要だというふうに言いました。

けど、もう一步踏み込むと、議会の議決要件として第96条第2項に、第1項、多額の寄附であるとか市の財政負担を多く伴う寄附については議決事項にしておくとか、そういうことも踏まえて議論が今後必要なのかなあという、その両面です。

◎ 委員（木村冬樹君） 堀委員の言っている内容は理解しているところでありまして、今回のこの補正予算についてどうするかというところを考えるのか、やっぱりもう少し議員全体で議論をして、議会としては、こういう寄附については、やはり一定情報公開をされて審議をするとか意見交換ができるような、そういうような形にしていくべきだなあというふうには僕も思っているんですけど、今回のものをどうするかというところでは、なかなか悩ましいなあというふうには思っているところでありまして。

だから、基準というものをつくって、それを議決要件にするのか、あるいはきちんとそういった寄附については議長に説明が行って、議長の判断で必要であればきちんと全員協議会でも諮って、情報公開がされて、きちんと公明正大に透明性のある形で寄附を受けるといのが必要だなあというふうには僕も思っています。

◎ 委員（梅村 均君） 意見ということでありまして、確かにそういうリスクに備えることはやっぱり考えていかなければいけないと思うんですが、何らかの条例で、もしそれが反対であれば否決できたりとか、歯どめがかかるようなものなのかなあという気もしています。

ちょっと具体的なものが上げられなくて申しわけないですし、あと執行機関のほうもいろいろ有用なものですとか必要なものだというお考えはもちろ

ん持っておられるということでありまして、あと考え方が甘いかもしれませんが、寄附というのはすごく崇高なものであって、やっぱり善意のものなものですから、そこに対しての疑いを持つというのはどうなのかなあという思いも少しありますので、具体的にそういうリスクが見えたときにはやっぱり必要なかなあとは思いますが、ちょっと今のところそのあたりがはっきり僕自身は見えてこないで、余りこの件についての基準をつけるというのはどうなのかなあというちょっと思いがあります。

◎ 委員（大野慎治君） 今回の安全安心カメラ事業は、私も請願で紹介議員になっているぐらいですので、これと今後の課題は切り分けて、今後のことについてはやはり推進協議会のほうで協議して、みんなで決めていけばいいことなのかなあと思いますし、これは7年後に更新しなきゃいけないものであるというのはもう皆さん承知していますので、こういった課題があるものについては、また一定の基準をつくるかつくらないかというのは、議員皆さんで推進協議会のほうで協議するべき課題であるとは思いますが。

◎ 委員（塚本秋雄君） 私が思うのは、予算の中で現金であれば歳入に上がってくると。今回の場合は現物なんだけど、財産として市は管理していかないかんという部分があります。そういう意味合いでいうと、寄附される高額な部分については、やっぱり支出を伴うものは議会の議決を当然やっていかないといけないだろうなあという感じはします。

例えば有用なもの、活用できるものと言っていますけれども、例えば自動車が寄附されました。自動車が寄附されましたけど、本体価格は例えば150万であっても、使っていく間のガソリン代とか定期点検というのは本体価格の上に行く場合もあり得るわけです。

そういうことを含めて、今回のカメラだって保守をしたときの金額が定かじゃない状況で、本体がたくさん、1台多分僕は二、三十万ぐらいすると思うけど、たくさん買えば10万かもしれませんけれども、そこら辺とのがありますから、やっぱり寄附する上においては、ある程度議会もチェックをしていくのが必要じゃないかなあと思っています。

〔発言する者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） じゃあ、休憩でよろしいですかね。休憩して。

〔挙手する者なし〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ほかに討議すべき事項はございませんか。

◎ 委員（木村冬樹君） まとめないかんもんだから、ちょっとどうするかというところで、議会基本条例推進協議会でという意見があったもんだから、やっぱりそこでちょっと一遍議会の議員は議論をして、これから寄附に対してどういうふうに執行機関側と情報共有をしていくのかということについては検討して、この議決とは分けて考えていくということではいかがでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） その他御意見はございますか。

木村さんの意見に対して、よろしいですか。

◎ 委員（梶谷規子君） 今の第96条第2項につけ加えていくかどうかみたいな内容も含めて、木村委員の言ったように、今後推進協議会の中で議論をしていけばいいと思うんですが、何か議論の中でなおなおまたわからなくなっていった内容がいっぱいあって、今は議員間討議だから質疑したらいいかんね。

〔発言する者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

◎ 委員長（関戸郁文君） それでは、協議会で今後協議していくということでまとめさせていただきます。

それでは、討議もないようですので、議員間討議を終結させていただきます。

質疑に戻ります。

◎ 委員（梶谷規子君） 確認で、済みません。

〔発言する者あり〕

◎ 委員（梶谷規子君） 2款はまだ、電子情報システムの維持管理事業とかはまだ議論していないでしょう。

◎ 委員長（関戸郁文君） 大変失礼いたしました。

ほかの項目について、質疑していなかった部分がございますので、大変申しわけございませんが、款1議会費、款2総務費の質疑を再度始めさせていただきます。

◎ 委員（梶谷規子君） 電子情報システム維持管理事業についてお聞かせいただきたいと思います。

今度、市町村間の連携のための書式変更等改修に係る委託料を増額するという内容なわけなんです、マイナンバー制度の中でいろんな情報漏えいや情報管理・運用に対する市民の皆さんの不安がまだまだ依然として払拭されていない中、新たな連携をしていくということなんです、具体的に11月13

日からまた新たに情報連携が運用されるという内容があるんですよ。そこら辺をちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

◎ 協働推進課統括主査（宇佐見信仁君） マイナンバーの情報連携については、11月13日から本格運用ということで開始をされております。

今回補正予算で上げさせていただいているデータ標準レイアウトへの対応の改修については、本来この11月から情報連携をする予定だった一部の事務において、国から示された標準レイアウトは少し足りない部分があって、今度、30年7月から情報連携を開始するというふうに、その部分については少しおくらせて開始をするということになりましたので、それへの対応ということになりますので、これまで予定されていたものから何か新たに加わったという形ではなくて、標準レイアウトの不備への追加での対応というような形のものになります。

◎ 委員（梶谷規子君） 確認なんですが、国からはその分が10分の10じゃなく、3分の1は市単独で持たなくちゃいけないというところなんですかね。

◎ 協働推進課統括主査（宇佐見信仁君） 今回補正で、入でも上げさせていただいておりますように、厚生労働省から補助率3分の2ということで補助を受ける予定でございますので、3分の1については市町村の負担という形になっています。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 議員間討議は必要ですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） それでは、続いて款3 民生費、款4 衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎ 委員（木村冬樹君） 民生費のうちの国民年金費の年金システム改修業務委託料についてお聞かせください。

消費税を増税する際に非課税世帯に給付金を支給するという国の方針のもとでのシステム改修だというふうに思いますが、ちょっと具体的にどのようなシステム改修なのか、今の状態ではこれがうまいこと情報連携ができないのかどうか、こういった点も含めて少し説明をお願いします。

◎ 市民窓口課主幹（兼松英知君） 平成26年度に構築した年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体システムの仕様書を厚生労働省が平成29年8月17日付で変更したため、改修するものになります。

システムの主な改修点につきましては、未申告者の有無に係る情報の収録

に係る部分で、新たなコードの追加、また未申告者、転入者がいる場合の世帯の区分の入力方法の改善となっております。

この改修により、支援給付金に関する事務は可能な限り御本人と年金機構本部との郵便によるやりとりで完結するようになり、年金事務所や市町村への来庁がなるべく不要になるということを目指した改修となっております。

◎ 委員（木村冬樹君） わかりました。説明ありがとうございました。

世帯内に未申告の方などがある場合の所得が不明になるというような状況が、このシステム改修によって、必要になればもちろん問い合わせが来るといふうに思いますけど、その辺の手数が減るといふ形の改修ということで確認させていただきます。

次に、後期高齢者福祉医療費のうちの後期高齢者福祉医療費助成金が、対象件数が見込みより多かったということで増額の補正になっています。それで、この中身はどういったものが増額の要因になっているのか。対象件数がふえたということですが、いろいろ入院・外来の違いもありますし、疾病の流行性のものだとか、そういったこともあるといふうに思いますけど、どのような状況で増額になっているのか、お聞かせください。

◎ 市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 後期高齢者福祉医療費の増加要因を4月から10月までの実績から分析をさせていただきますと、医療費につきましては、昨年度の同時期と比べまして、入院が83万円増加、訪問看護につきましては36万円増加している状況となっております。受診件数につきましては、特に調剤の伸びが大きくなっておりまして、昨年度の同時期と比べまして323件増加しているような状況となっております。

◎ 委員（木村冬樹君） 疾病の内容なんかはどうなのでしょう。また、薬剤・調剤関係ということで、今はほとんどの医療機関が院外処方で、門前の薬局で薬をもらって帰るといふパターンができてきているといふうに思いますけど、このことについてもいろいろ議論があるところで、院外処方のお金のほうが、診療報酬が高いというようなこともあって、患者の負担もふえるしといったことも少しあるわけですけど、ちょっと細かいことを聞いて申しわけありませんけど、疾病の関係で何か入院がふえているような要因があるのか、訪問看護についてもどうなのか、薬剤の関係でも何か高額な薬品なんかの関係があるのか、こういったことについて少し説明をお願いします。

◎ 市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま御質問のありました疾病につきましては、特に状況は、何かが特別にふえているといったような状況はないと考えているので、ちょっと分析まではできておりません。

また、調剤につきましては件数が伸びているというお話をさせていただい

たんですけれども、国民健康保険のほうで、国保中央会というところが毎月国保のほうの医療費を分析しているんですけれども、全国的に見ても訪問看護の需要も伸びているということも分析されておりますし、調剤につきましては、医薬分業というところで、入院外よりも高く伸びているという、全国的にも調剤については伸びているというような状況があると分析されております。こういったことも踏まえまして、岩倉市の福祉医療の関係でも薬剤の伸びが今非常に伸びているといった状況となっております。

◎ 委員（梶谷規子君） 心身障害者福祉費の自立支援費のことでお伺いしたいと思うんですが、障害者自立支援システム改修業務委託料で、国から2分の1ということで、またこれも市単で2分の1を持たなくちゃいけないのかなあという改正になっていますが、障害者自立支援のサービスが、国としては介護保険のほうに近づけたい、将来的には介護保険と同じようにという方向がある中、どのような中身が30年4月には変えられていくのかなあというところを非常に心配するわけですが、具体的にお知らせください。

◎ 福祉課統括主査（大島富美君） 主要な制度改正につきましては、6つございます。

1つ目は、自立生活援助の創設です。

現在、障害者支援施設やグループホームに入所・入居している方の中には、賃貸住宅などでひとり暮らしを希望する方もいます。しかし、障害によって生活能力に不安定さがあることなどで、ひとり暮らしを選択できない方がいます。

新しく創設する自立生活援助では、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、ひとり暮らしを希望する者を、一定期間にわたり、食事や掃除、公共料金の滞納はないか、地域住民との関係は良好かなどの確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡・調整を行います。

2つ目に、就労定着支援の創設です。

就労移行支援などを利用し、一般企業へ就労した方で、就労に伴う環境の変化によって生活面に課題が生じてしまう方がいます。例えば遅刻や欠勤の増加、身だしなみの乱れや業務中の居眠りなどの課題が環境の変化によって新たに生じるなどです。

新しく創設される就労定着支援は、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調などの指導や助言などを行ったりすることで、環境の変化に適應できるようサポートします。

3つ目は、重度訪問介護の訪問先の拡大です。

日常的に重度訪問介護を利用している人が入院をした際に、ふだん利用し

ていたヘルパーに支援をお願いすることが制度上できませんでした。また、その人の特性やニーズに合った支援が入院先へ引き継げない場合もあり、利用者が困ってしまうことがありました。

この改正によって、重度訪問介護を利用している方が入院中の医療機関においても利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用したり、そのニーズを的確に医療従事者に伝達したりなどの適切な対応・支援が利用できるようになります。

4つ目に、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しです。

65歳になると、障害福祉サービスと同様のサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるようになっていきます。それに伴い、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、利用者負担1割などが新たに発生します。また、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用しなければならないことがあるなどの課題が指摘されていました。

この改正によって、65歳になるまでの長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害のある方が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、一定程度以上の障害支援区分の方で低所得者あるいは生活保護受給者である場合、介護保険サービスの利用者負担が軽減・償還されるような仕組みが設けられます。また、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所としても機能しやすくなるなどの見直しを行い、介護保険サービスがより円滑に利用できるようになります。

5つ目に、重症心身障害児などに対して居宅訪問型の児童発達支援が創設されます。

障害児支援に関しては、複数の児童が集まる通所による支援が子どもの成長に望ましいと考えられていたため、これまで通所支援の充実を図ってきました。しかし、現状では重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が児童発達支援等の障害児通所支援を受けられません。

そこで、重症心身障害児などの居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されることになりました。

最後に、6つ目の補装具の貸与制度でございます。

これまでの補装具本体には、貸与はありませんでした。この改正によって、障害児など成長に伴って短期間で補装具の交換が必要となる場合は、補装具本体の貸与が行われることになります。

なお、これらの詳細は、今後、運営基準につきましては、平成29年12月にパブリックコメントを行った上で、平成30年1月ごろに政令・省令が公布される予定です。以上です。

◎ 委員（大野慎治君） 1点お聞かせください。

民生費の中の社会福祉費、社会福祉総務費の中で、職員等管理費で時間外手当が群を抜いてというか、危機管理も大分増額しておりましたが、時間外手当が220万計上されていますが、他課ではほとんど計上されておきませんが、この要因はどういったものがあるのでしょうか、お聞かせください。

◎ 福祉課長（富 邦也君） 時間外が障がい福祉グループのほうで4月から増額した理由につきまして報告させていただきます。

障がい福祉グループのほうなんです、障害者計画の策定に4月からかかっておりまして、それに伴いまして、あと地域福祉計画を今策定しておるところなんです、その計画に伴いまして時間外等がふえておりますので、こちらのほうで増額させていただいておりますのでよろしくお願いします。

◎ 委員（宮川 隆君） 児童福祉総務費のファミリーサポート事業の部分で、勤務体制の変更による増額補正ということなんですけれども、具体的にどういう勤務体制が変わったのでしょうか。

◎ 子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） ファミリーサポート事業におきましては、通常、今までファミリーサポートにおける事務ということをやっていたおりましたが、勤務体制の変更という中では、ほかに補助金等を受けていただいております業務等も内部でお手伝いをさせていただくというような形で、若干内部調整というところで業務もお願いしている部分もございますというところの内容を、ちょっと勤務体制の変更という書き方をさせていただいております。

〔発言する者あり〕

◎ 子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） そうですね、パート職員のほうも異動等がございます。その異動をきっかけに、ちょっと業務量の調整をさせていただきました。お願いいたします。

◎ 委員（宮川 隆君） 勤務体制そのものが変わったということじゃなくて、勤務内容の負荷があった分の増額ということでしょうか。

◎ 子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） はい、それでお願いをいたします。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 議員間討議もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 暫時休憩して、職員の交代をお願いいたします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、款 5 農林水産業費、款 6 商工費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎ 委員（木村冬樹君） 商工費の桜維持管理委託料についてお聞かせください。

今回、台風・大雨が多かったというのは皆さんの共通認識だというふうに思っています、それによって桜に対する管理が必要な部分がたくさんあったというふうに思っているところです。

それで、こういう形で補正が組まれるということに関して、少しこういう場合には難しいのかなあというところでお聞かせいただきたいと思いますけど、関係の課のところにはもう何回もお話をしていますけど、ことしは毛虫の発生が非常に多かったということで、この秋の終わりがけまで桜に対する毛虫がいたということで、その付近の住民からすごく苦情が出ているというふうに思っているところです。

それで、その毛虫の駆除についても、対応としては予算が一応終わっているものだからということだったんですけど、そういったことに関する補正予算だとか、なかなかこれは難しい問題だというふうに思っていますし、季節が来ればやはり毛虫はいなくなるもんですから、そういう時期を待てというものもあるかもしれませんが、被害を受けている住民は非常に大きな苦痛の種だったわけで、そういった点での補正のあり方というのはどのようにお考えなんでしょうか。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） 毛虫の発生についてといったところですけれども、今年度の当初予算でも 3 回分の予算を組ませていただいております。

そんな中で、実際には五条川の桜の毛虫の発生状況を見ながらこれまでも対応してきたところですが、今後に至っては、これから寒くなる時期でして毛虫の発生はございませんので、また来年以降、実際に毛虫が出たときにどれだけ対応できるかといったところは、新年度の予算のところでは少し回数等を含めながら検討させていただきたいと思っております。

◎ 委員（大野慎治君） 商工費の、私も桜維持管理委託料、今年度予算が若干減ったことについて、3 月の予算のときにこの部分をお聞きしております

ので、再度お聞きしたいと思います。

道路上の危険な枯れ枝とか増水時の水流を阻害する枝等の臨時処置等、今でもクリーンアップ五条川のときに阻害している枝のごみをみんなで掃除するんですが、渇水期じゃないとあの枝を切れませんので、桜並木保存会の活動の中でもあれを切っていいのか切って悪いのかというのは賛否があってできませんが、来年度に向けて、この桜維持管理委託料、今年度分の850万、もとの形に戻される予定、来年度に向けて予定があるのかなのかという方針はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） 桜の維持管理の予算ですけれども、例年、4年間の、計画的に五条川を4回に分けまして定期的に実施する部分と、あとは実際に枯れ枝ですとか、突然の倒木ですとか、そういったところの臨時の予算のほうを計上させていただいているところです。

実際には例年の毎年実績を見ながら必要な予算のほうを要求させていただいておりますので、また来年度当初予算につきましても、実際に今後は上流をまず中心にやっていくことになろうかと思っておりますけれども、そういったところを含めながら必要な予算のほうを要求させていただきたいというふうに考えております。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 議員間討議は必要ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） お諮りいたします。ここで休憩させていただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） では、休憩させていただいて、1時10分から再開ということですのでよろしくお願いします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、款7土木費、款8消防費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 討論もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） では、終結いたしました。

続いて、款 9 教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎ 委員（堀 巖君） 学校用務員の賃金単価が改定されたためというふう
に書いてありますけれども、これはどのような経緯で、どこで改定されたん
でしょうか。

◎ 秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今のパート職員の賃金単価が改正に
なったということですが、愛知県の最低賃金が845円から871円の26
円上がったということで、こちらは平成29年10月からということですが、10月より、下回っていた職種について、賃金単価を880円とさせていた
だきました。

その職種については、一般事務の学生アルバイトと用務員、調理員、いず
れも850円でありましたので880円に改正させていただきました。よろしくお
願いいたします。

◎ 委員（堀 巖君） 先ほど認定こども園のところで保育士等の処遇改善
という言葉が出ています。昨今、なかなか保育士も不足しているというこ
とで、そこら辺の議論、処遇改善という趣旨と今回のパート賃金、パートで働
いている保育士さんもたくさんいます。そういったところの処遇改善的な措
置みたいなのは、議論には上らなかったんでしょうか。

◎ 秘書企画課長（佐野 剛君） 保育士の処遇改善ということなんですけれ
ども、29年4月から従来の、単価は少し、ごめんなさい、今手持ちにないん
ですけれども、40円、事務職であれば10円を増額したんですけれども、パー
ト保育職については40円増額というか、改定させていただいておりますので、
そういった意味では改善をしているということですのでよろしくお願いします。

◎ 委員（鈴木麻住君） 給食センター費についてお伺いします。

これは本会議でもお聞きしたんですけど、旧学校給食センターの取り壊し
工事が延期になったということで、アスベストの調査費が今回新しく計上さ
れていると。このアスベストに関しては、本会議のときに、29年5月に環境
省から通知があって調査をすることになったと。

ただ、これは私が調べましたら、26年6月1日からアスベストの飛散防止
対策強化ということでそういう通知が出されているんですね。それに伴って、
解体工事をする場合は事前にアスベストの調査をなさいということになっ
ていると思うんですけど、たしか以前、小牧岩倉で旧焼却炉ですか、解体す
るときに、工事が始まってから追加でアスベストの調査をやっています。2
億の追加工事が出ているんですけど、あれはたしか去年だったと思うんです
よね。

だから、今回も、もともとアスベストは調査をする必要があったんじゃないかなあと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

◎ 学校教育課長（石川文子君） 旧学校給食センターにおきましては、以前にアスベスト調査のほうをしておきまして、露出・飛散のおそれがあるものについては、もう既に除去の工事のほうを実施しております。

今回、内装建築資材等につきましては、以前より改修・解体時での調査が必要であるということは認識しておりましたため、今回、削減をしました平成29年度の当初予算のほうの取り壊し工事にも、内装建築資材につきましてはアスベストが含有しているものとして積算をしております。設計委託料には、その費用のほうが含まれているということになっております。

今回の通知につきましては、建築用仕上塗材についての通知。この建築用仕上塗材のほう、いわゆる建物の外壁等に吹きつけされている仕上材にはアスベストを含有しているものがあるということで、この5月に新たに建築物等の、使用時には飛散の可能性は小さいですけれども、解体、改造、補修等は飛散する可能性があるということで、この建築用仕上塗材を用いて施工されている場合は、アスベストの含有調査が必要だということになりました。また、含有している場合につきましては、飛散防止の措置についても通知のほうが出されているということです。

今回は、その仕上げ塗材に関しましての通知を受けて補正をさせていただくものでございます。先ほども言いました当初予算のほうにも入っていましたが、この仕上げ塗材も含めてもし含有されているということであれば、適切な飛散防止措置が必要だということになるため、多額の費用が発生するということですね。そのため、今回の補正で、外装・外壁に加えて、従来からの内装建設資材を含めた調査をすることというふうにして計上をさせていただきました。

このことによりまして、来年度以降に実施します工事の解体の積算ですとか設計にも適切に反映することができるということになりますので、よろしく願いをいたします。

◎ 委員（鈴木麻住君） 当初の工事に含まれていたということは、解体工事の中に今のアスベストの調査も含まれていたというお答えと理解してよろしいのでしょうか。

要するに、外壁の塗材とか内装材なんかも全部調査することになっていると思うんですけど、それは、だから26年の強化策の段階でそういうものが提示されていると思うんですよね。それがなかなか今周知されていないので、何回かに分けて多分周知されていると。それがこの間の29年5月の周知とい

うことだと思いうんですけど。

◎ **都市整備課主幹（石黒光広君）** 平成29年5月の国からの通知によりまず対象といたしましては、従来の内装・外装に加えまして、外装につきましては石綿含有仕上塗材のうちの吹きつけ工法によるものが疑わしいということで、こちらのほうの調査をし、解体・補修をする場合は適切な対応をなさという通知でございました。ですので、26年度の通知におきましては、この吹きつけ工法によるものは対象としておりませんでした。

◎ **委員（鈴木麻住君）** 先ほど言ったように、小牧市の焼却炉のアスベストというのは、外装の吹きつけにアスベストが含有されているということで、解体途中で調査を入れて、去年2億の追加工事でアスベストの処理をしたということなので、もうその段階ではそういう通知が出ているはずなんですね。まあ、いいです。

じゃあ、質問を変えます。ちょっとよくわからないので、じゃあ次に行きます。

今回のそのアスベストの調査というのは、残すと当初言われていた事務棟も調査に含まれているんでしょうか、どうでしょうか。

◎ **学校教育課主幹兼学校給食センター所長（神山秀行君）** 事務棟も調査のほうに含ませていただいております。

◎ **委員（鈴木麻住君）** それでは、そのアスベストの調査の192万2,000円ですか、この積算根拠ってどういうものが積み上げられてこの値段になっているのか、金額を算出されたのか、わかる範囲で教えていただきたいんですけれど。

◎ **学校教育課主幹兼学校給食センター所長（神山秀行君）** 積算の内訳を説明させていただきますと、図面調査及び現地調査、報告書作成ということと、アスベストの定性試験ということで45検体の検査費を見込んでおります。

◎ **委員（木村冬樹君）** 私もちっとアスベスト調査委託料の関係でお聞かせください。

アスベストは、御存じのように奇跡の鉱物と言われて、かなりの期間すぐれた建築材として使われてきたという歴史があります。ある意味、国も挙げてそういうことを推奨してきたというような状況もあるというふうに思っています。そういった中で、人体に害を与えるということで除去だとか調査がされるということになっているわけですけど、こういった費用に対する国の特定財源というのは全く見込めないものなのか、そういった状況についてもしわかれば教えていただきたいと思います。

◎ **委員長（関戸郁文君）** 暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎ 教育こども未来部長（長谷川 忍君） 直接的には補助金だとかそういったメニューはございません。考えれば、施設の管理の部分で見ていただければ、特別交付税とか地方交付税の中の一管理事業費の中で見込まれているかもわからないというところだと思います。

◎ 委員（梅村 均君） 小学校費、中学校費で参考までに確認でございますけれども、就学援助費ですが、入学前支給になるということですが、近隣の状況が、わかる範囲でいいですので、つかんでいるところで教えてください。

◎ 学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、現在、新入学児童・生徒学用品費を就学援助の支給項目としています自治体のうち、平成30年度入学の児童・生徒に対して入学前の支給を予定している自治体は、小・中学校入学とも対象としているのが34市町、中学校入学のみを対象としていますのが1市という状況です。また、残りの自治体の多くが、また来年度以降の導入を現在検討中といった状況でございます。

◎ 委員（梶谷規子君） 文化財保護費についてお聞かせください。

減額になっているわけですが、52ページの報酬の一覧によりますと、嘱託員の文化財指導員は3カ月ということでの予算になっていて、それが149万7,000円という、9カ月分が減額という補正予算かなあと思うわけですが、1月から3月はちゃんと予算化されているということで、ずうっと4月から不在だった文化財指導員の方は1月からのめどはあるのでしょうか。

◎ 教育こども未来部長（長谷川 忍君） 実質12月までには雇用できないということで、12月分まで減額をさせていただいて、9カ月分減額します。1月からについても、現時点では雇用できるという人の目当てはついておりません。

引き続きいろんなところへ働きかけながら募集をかけたり、職安ですとか大学の方、それから埋蔵文化財センターの長だった方が、今、文化財指導員、保護委員で岩倉市のをお願いしているもんですから、そちらにお願いしたりしているんですけども、なかなか採用できない状況が続いております。

◎ 委員（梶谷規子君） なかなか採用が難しいということで、職員の方もいろいろ一生懸命探していただいている状況だとは思いますが、その月額が、16万6,000円という金額がそのままではという厳しさはないのでしょうか。やはり専門的な知識を有する方ということで、このままの報酬月額でいいというお考えでしょうか。

◎ **教育子ども未来部長（長谷川 忍君）** こちらの報酬につきましては、28年度から変えていないんですけれども、例えば短時間でもというお願いもしてみたりということも考えている。そういった場合にはこの報酬額より少なくなろうかと思えますし、本当にいい人が見つければ増額も考える必要が出てくるのかなと思います。その場合には、また予算等で計上して、相談をさせていただきたいというふうに思っております。

◎ **委員（大野慎治君）** 前市長の寄附のことで、安全安心カメラのことばかりありますが、学校へのステンドグラスの件はどのようになっているんでしょうか。ちょっと僕が知っているPTAの方からすると、そのようなものではなく、もっと何か学校に有効なものという案もあるそうですが、どのような進捗なのか。ちょっとここで聞きするところではないかもしれませんが、もしお答えできることがあれば教えてください。

◎ **委員長（関戸郁文君）** 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎ **委員長（関戸郁文君）** 休憩を閉じ、再開いたします。

◎ **教育子ども未来部長（長谷川 忍君）** 寄附の申し出のところで、子どもたちの思い出に残る校内アートということで、目録でいただいたところでございます。

各学校約50万ほどということで7校分、学校に、子どもたちの思い出に残るようなものでということで、学校の校長先生のほうで何か考えてくださいという投げかけをしております。

例えば子どもたちの絵を募集するだとか、夏休みのところでそういう絵を集めたりしようだとか、それを壁画にしようだとか、ステンドグラスにしようとか、それは各学校にお任せしている。大体のところが、今年度の卒業生の意見を反映しながら、できれば卒業式までに間に合うようなことで寄附を受けたいなあというふうで考えて準備を進めているところでございます。

◎ **委員長（関戸郁文君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ **委員長（関戸郁文君）** これをもって歳出についての質疑を終わります。
議員間討議はよろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

◎ **委員長（関戸郁文君）** それでは、続いて歳入の質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎ **委員（木村冬樹君）** 繰越金についてお聞かせください。

今回は繰越金を減額する補正となっておりますが、留保財源としては現在

どのような状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎ 行政課統括主査（酒井 寿君） 29年度現在の繰越金の状況ですけれども、12月補正、今回以降の留保財源としては6億6,300万円となっております。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎ 委員長（関戸郁文君） これをもって歳入についての質疑を終わります。

続いて、第2表 債務負担行為補正についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎ 委員（櫻井伸賢君） 桜まつり委託料でお聞かせください。

本会議の中の上程理由で、南部中、曾野小のグラウンドが新たに駐車場になるというようなお話だったかと思います。勝手にとめてくださいというわけにはいかないでしょうから、まずラインで、石灰で区画をされるのかどうかお聞かせください。まだ決まっていないような状況だったら、案でも結構です。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） 今度新しく追加させていただく予定であります南部中学校及び曾野小学校ですけれども、既に五条川小学校ですと、ラインを引いて、駐車枠を囲って用意させていただいておりますので、同様の形でやらせていただきたいというふうに考えております。

◎ 委員（櫻井伸賢君） それで、警備計画がどうなっているのかをお伺いしたいんですけれども、現況、南部中は消防団がやっています。ことしは1回目の1週目が三分咲きだったもんですから、ある程度閑散としていたという状況だったんですけれども、これでグラウンドを開放する等によって配置人員の増が見込まれます。警備会社の人でお願いをするのか、消防団員が入るのか、そこら辺、曾野小も含めてお聞かせください。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） 南部中学校につきましても、曾野小学校につきましても、南部中学校は従来、職員用の駐車場を消防団の方にお願いをしてやっておりましたけれども、今度はグラウンドを使うといったところで、場所も広がりますし、実際にはプロの警備員をお願いしてやっていきたいというふうに考えております。

◎ 委員（櫻井伸賢君） とすると、八剱憩いの広場が有料なんですね。五条川小学校と南部中と曾野小が料金を徴収するのか、しないのか。

要は、八剱憩いの広場の混雑を解消するために周辺部に分散する意味で無料のままなのか。今回、最終的にはグラウンドを整備してお返しする形になるので、ある一定程度の負担が出てくるかと思っておりますけれども、駐車場が有料化されるのかどうかをお聞かせください。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） 今度新しく予定しております南部中学校につきましては、500円の有料ということで考えております。

新たにもう一点追加させていただく曾野小学校につきましては、こちらについては、昨年度、南部に夢結橋という跨線橋もできましたので、町なかの渋滞の緩和を図る上でもそういったところに流したいというふうに考えております。そういった中で、曾野小学校については無料でやらせていただきたいというふうに考えております。

◎ 委員（櫻井伸賢君） わかりました。

ということで、南部中学校で、現況、消防団員は白山公園と南部中学校を警備しています。白山公園は消防団員と警備員の方がいます。つくづく消防団員は要らないんじゃないかなあという思いがあります。

今回、南部中学校も警備員の方で対応していただく、ましてや現金の受け取りがあるという関係になるんですけれども、桜まつり実行本部として消防団員の警備の状況をどういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） 今、櫻井委員がおっしゃられましたように、白山公園と従来ですと南部中学校の職員用の駐車場に消防団の方をお願いしてまいりました。ただ、今度、南部中学校についてはプロにお願いするといったところもありまして、警備員の方ですね、まだまだ会場全体は混雑等をしておりますので、また別のところも含めて警備のお願いをしていくといったことも含め、また検討していきたいというふうに考えております。

◎ 委員（梶谷規子君） 以前から、五条川小のグラウンドを使うことで、やはりスポーツ少年団や子どもたちの遊び場を駐車場として開放することにはいかなものかという声を地元の方からよく聞いているんですが、今、民間のゲオの駐車場などもお借りする、あれは土・日だけでしたかね、そういう努力もしていただいていると思うんですが、愛知銀行の平地になった土地だとか、より何かもっと民地で、そういう小・中学校のグラウンド以外のところでもっと駐車場の確保というところは広げていく努力をすべきじゃないかなあと思うんですが、どうでしょうか。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） 小学校のグラウンドをお借りしているといったところの中で、実際にはゲオの駐車場も土・日、確かにお借りさせていただいております。それ以外にも、八剣を含め、市内全体の民間の企業の駐車場等を含めて、どこかお借りできないかというようなところも実行委員会の中で検討をしながら、実際に現場を回りながら、そういった場所も探してまいりました。

また、過去に愛知銀行のほうも敷地をお借りしてやったんですけれども、

実際には道幅が非常に狭くてやはり危ないといったところもありましたので、愛知銀行のほうはそれ以降使わないといったところもあります。

今後も、またどこかでそういった実際に駐車場として使えるような場所がないかどうかを含めてまた検討していきたいと思いますし、何かいい案がありましたらぜひお声をいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

◎ 委員（梶谷規子君） ぜひよろしくお願いします。

それだけ愛知銀行みたいに広いところでなくても、中本町に1カ所、あれば10台ぐらい入るのかなあ、10台も入らないか、そういう民間で独自にやっていたらいいところもあるんですが、もっともっとそういうところをぜひぜひと広げてお声をかけていくというようなことも、江南の藤のところなんかも民間の少しずつの駐車場がいっぱいありますよね。ああいったことも考えていったいいんじゃないかと思うんですが、難しいんでしょうかね。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） 今、江南の藤まつりの民間の駐車場のほうを具体的な例で出していただいたと思いますけれども、今現在、岩倉の桜まつりの際にも、民間の方は自分で土地のほうを活用しながら有料の駐車場を設けております。そういった形で、実際には土地が利用できるようなところがあるような方が見えたら、どんどんそういった形で駐車場のほうを設けていただいてやっていただければいいのかなあというふうに思っております。

◎ 委員（鈴木麻住君） 同じく桜まつりの委託事業で、今回、雨対策でコンパネを以前敷いていたのを、ポリエチレン製の板を敷くということになっていきますけれども、この敷く範囲ですね、前は通路だけにコンパネを敷いていたと思うんですけど、同じそのコンパネにかわる範囲を敷くのか、もっと敷く範囲を広げて、ある程度全体に敷き詰めるのか、どの程度のことを考えているんでしょうか。

◎ 商工農政課統括主査（今枝正継君） これまでも雨対策というような形で、コンパネまたは実際にスーパークラピアも含めながらやってまいりました。

今回、新しく高密度のポリエチレン製といったところで敷板をやらせていただきますが、実際にはまずは試験的にやっていきたいというふうに考えておりまして、実際には会場全体というよりは来られた方が歩く通路の部分をおよそ130枚ほどを敷いて対応していきたいというふうに考えております。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

- ◎ 委員（堀 巖君） 議案第71号「平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）」に賛成の立場で討論したいと思います。

交通安全・防犯推進費については、消耗品費、光熱水費及び電柱使用料が計上されているのみで、大もとのカメラ本体を初め、その設置費等の何千万円に上る費用は市民からの現物寄附によって賄われる予定です。現時点では、市は寄附目録を受領していますが、そこには防犯設備一式としか記載がなく、100台という数字も口頭でのものということです。

口頭でも契約は成立しますが、取り消すことができます。この取り消すことができる口約束を予算上の措置と言えるのかという点について、私は地方自治法第222条の規定にある必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られたとは言えないのではないかと、つまり自治法の規定に反するのではないかと考えますが、市当局は寄附者の信用度が高いと見込み、予算上の裏づけがなされているとして付随予算を提案したものと解釈しております。

寄附自体はとてもありがたいことではありますが、現金で寄附された場合は全事業費が予算として議会の議決の対象となっていくことから鑑みれば、現物寄附であったとしても、議会や市民に対し、同様の透明性を確保し、事業が執行されていくべきものでありますので、今後一層積極的かつ細やかに資料の公開及び説明をお願いして、賛成といたします。

- ◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

- ◎ 委員（木村冬樹君） 私も、議案第71号「平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）」について、意見を述べるという形で賛成討論をしたいというふうに思います。

今回の補正予算について、議論の焦点となったのが安全安心カメラ管理事業における寄附のあり方だというふうに思います。

寄附者の意向により設置されたカメラを寄附として受けるという形になっているわけで、カメラ本体の購入費あるいはカメラの設置費などが予算に含まれないものとなっているわけです。

質疑の中で、寄附の総額としてはどれぐらいになるのかというふうに聞いたところ、現時点ではなかなか公表できない、寄附者の意向に沿いたい、こういった形で公表していくのか検討したいという答弁が行われました。議案に関連する情報でありますので、やはり議会に明らかにされていないという

ことを見ますと、この段階で議決を行うことにはやはり困難さを感じております。本来ならば、金額による寄附を受けて、それを財源にカメラ購入・設置などを市の責任でもって行っていく、このことのほうが望ましい形ではなかったのかなあというふうに考えているわけです。

物品の寄附についてはもちろんあるということではありますが、高額なもので市の負担も伴うようなもの、あるいはその寄附を受けることによってさまざまな意見が予測されるもの、こういったものについては、今後も執行機関と議会、そしてもちろん市民ですが、ともに情報共有ができるような形を築き上げていく必要があるというふうに考えています。

以上のような意見を申し添えて、補正予算全体については必要なものというふうに考えておりますので、賛成いたします。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第71号「平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 挙手全員でございます。

採決の結果、議案第71号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎ 委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、議案第72号「平成29年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略いたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎ 委員（木村冬樹君） 今回、保険事業についての増額補正が行われております。人間ドックの助成金についての増額であります。申込件数が当初見込みより上回ったということで、どのぐらいの規模で上回っているのか、また希望者全員が受けられる形になっているのか、この点についてまずお聞かせください。

◎ 市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 人間ドック費用の助成事業といたしまして、当初予算で500名ということで定員を見込んでいたところですが、現在の状況の申し込みは520名のお申し込みがあるような状況となっております。

申し込みの増加に伴って予算が不足するようであれば、補正で対応させていただいて、全員の方に受けていただけるようにさせていただこうと考えております。よろしくお願いします。

◎ 委員（木村冬樹君） ありがとうございます。ぜひそういった形で進めていただきたいと思います。

それで、歳入のほうを見ますと、特定健康診査等の負担金ということで国庫と県費が入っております。それで、いわゆる特定健康診査の受診率というのが、上げなきゃいけないということでずうっと国のほうからも指導されています。それが低いとまたペナルティーみたいなことも検討されているというような状況もある中で、この人間ドックを受けられた分というのがその受診率の中にきちんと含まれていくという形でやられているのかどうかという点について、今の市の状況をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

◎ 市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 人間ドックの助成事業におきまして、人間ドックの検査項目に特定健診の基本項目が含まれているため、人間ドックの受診率も特定健診の受診率に埋め込んで、受診率としては含めております。

特定健診の基本項目が含まれていることから、国・県からその分につきましては3分の1ずつ補助をいただいているような状況です。

◎ 委員（木村冬樹君） わかりました。

このことによって受診率が引き上がっていくということで、ぜひそんなふうに進めていただきたいと思いますというふうに思います。

あと一点ですけど、国民健康保険特別会計についても繰越金の関係での現在の留保財源はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎ 市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 29年12月の補正後の留保財源といたしましては、約2億1,800万円となっております。

◎ 委員（梶谷規子君） 確認ですけど、人間ドックを受ける医療機関は市外でもこの助成は受けられるということでよろしかったでしたっけ。

◎ 市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 指定医療機関を指定しているので、市内の医療機関を29年度は8医療機関指定をしておりますので、市内の医療機関、その指定した8医療機関で受診された方について助成するというよう

な制度になっています。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第72号「平成29年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第72号は全員賛成により、原案のとおり可決するものと決しました。

続いて、議案第73号「平成29年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について審議いたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第73号「平成29年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第73号は全員賛成により、原案のとおり可決するものと決しました。

続いて、議案第74号「平成29年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審議いたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎ 委員（木村冬樹君） 歳出のほうでシステム改修委託料が組まれております。それで、介護予防・日常生活支援総合事業、総合事業というふうに省略して言っておりますが、このことに関するシステム改修であります。現時点でのこの総合事業ですが、9月議会でも一般質問をしましたけど、その後の状況を少しお聞かせいただきたいなあというふうに思っています。

いわゆるその基準を緩和したサービスという形で、9月議会の時点では1人の方が受けられているというような状況があったと思いますが、その後の状況はどうか、またそういう指定した事業所について増減がどうか、また住民による支援というところについての動きが何かあるのかどうか、こういった点について少し説明をお願いします。

◎ 長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 平成29年11月末現在ということになります。総合事業の対象となっている方は81人で、そのうち新規で基本チェックリストを実施、事業対象となった方は29人、要支援1・要支援2の人で新規や更新の認定申請で事業対象となった方は52名となっております。

総合事業におけるサービスの利用状況について、実際にサービスを利用された方は11月サービス提供分で見ますと100名いらっしゃいまして、介護予防訪問介護相当サービスが48人、介護予防通所介護相当サービスが36人となっております。また、緩和サービスにつきましては、通所型サービスが16人の利用ということで、前回に比べましてふえている状況です。訪問型サービスについては、現在のところ、前はありませんでした。11月末現在で10名となっております。

また、指定事業所につきましても段階的に、若干ずつですが、ふえている状況がございます。

あと、住民型サービスの利用につきましては、住民型のサービスとして利用ができる状況とはなっておりますが、現時点での利用はないところであります。

◎ 委員（木村冬樹君） 今、最後のところで、サービスを提供するサービス基盤というのは、もう確立されているという確認でよろしいでしょうか。

◎ 長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） シルバー人材センターにおいて事業委託をする形になりますが、提供体制としては整っております。

◎ 委員（木村冬樹君） わかりました。

あと、この時期ですから少しお聞きしておきたいことがあるところです。

来年４月から介護保険が第７期を迎えるということで、今その計画を検討している状況だというふうに思います。それで、この間の議会でも一貫して要望してきているように、認知症対応型のデイサービスが岩倉市にはまだ整備されていないものですから、このサービスを提供できるような形で整備をしてほしいということで述べてきたところではありますが、そういったところなんかの検討状況、今検討しているものですから、なかなか触れられない部分もあるというふうに思いますが、一方では岩倉団地の中でＵＲの事業として医療・介護拠点をつくっていかうということも進められている中で、新たに公募していくようなことも今ＵＲのほうでは検討しているというふうに聞いております。そういった中で、新しいサービスの整備について市としてはどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎ **長寿介護課統括主査（丹羽真伸君）** 現在、第７期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において策定を進めているところです。

その中で、施設系サービスにつきましては、第６期計画で特別養護老人ホーム１カ所が整備され、また老人保健施設が増床されたことで、岩倉市における施設の整備状況については、施設サービスについては一定充足をしていると考えております。そのため、第７期計画では新しい整備は見込んでおりません。

一方、居宅サービスにつきましては、今後認知症やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれること、また地域包括ケアシステムを進めていく上で居宅サービスの充実が重要となってくることから、認知症やひとり暮らし高齢者が住みなれた自宅で生活し続けるのに必要なサービスにつきまして、これまで未整備であったサービスを含め、検討していきたいと考えております。

◎ **委員（木村冬樹君）** お聞きするところですけど、ＵＲが進めようとしている事業の中で、公募にかける仕様書の中で、２４時間対応の訪問介護だとか、あるいは先ほど申しましたような認知症対応型のデイサービス、こういったものをやれるところということで公募をかけていくというようなことも情報として得ているところで、ぜひ市としても協力してその辺は進めていただきたいというふうに思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

◎ **健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君）** ＵＲ団地のほうでは、福祉、医療、介護の拠点づくりということで、従前から進めていらっしゃるところでございます。

その中で、今年度もＵＲと市との意見交換の場を数回持っておりまして、今説明にもありましたけれども、市内の介護事業所の中では認知症対応型の通所介護の事業所ですとか定期巡回訪問介護・看護というような事業所がま

だ未整備な部分がございますので、そういった部分が今後在宅のサービスの充実をしていく上では市としても必要であるというようなことを意見交換の中で述べさせていただいておりますので、そういった市の意見なんかも踏まえながら、URのほうも土地を貸される事業所への公募等のスケジュールを組んでみえるというふうに聞いております。

◎ 委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第74号「平成29年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第74号は全員賛成により、原案のとおり可決するものと決しました。

続いて、議案第75号「平成29年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第75号「平成29年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第75号は全員賛成により、原案のとおり可決するものと

決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（関戸郁文君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。